

三好石坂地区計画

名 称		三好石坂地区計画 (平成30年4月1日みよし市告示第25号)			
位 置		みよし市打越町石坂及び新池浦の各一部			
面 積		約7.4ha			
地区計画の目標		<p>本地区は、県道駕鴨三好線・豊田東郷線、一般国道153号線に近接し、東名三好インターチェンジまで3.5km、豊田インターチェンジまで4.5kmと交通アクセスに優れ名古屋市街地まで約2.5km、豊田市街地まで約6kmに位置している。</p> <p>本地区は工業地区として適切かつ合理的な土地利用の展開を図るとともに、地区周辺の住環境等へ配慮を行い、良好な都市の生活環境を形成・保持していくことを目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	工業の利便の増進を図りつつ、周辺の住環境等への配慮を行い、建築等の規制・誘導を積極的に推進し、調和のとれた土地利用を図る。			
	地区施設の設備の方針	本地区の地区施設については公園及び公共空地の維持・保全に努める。			
	建築物等の整備の方針	本地区については、工業の利便性を増進するため建築物の用途制限により規制・誘導を図る。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園	名 称	面 積	配 置
			公園1号	約2,250㎡	別紙のとおり
		公共空地	名 称	面 積	配 置
			公共空地1号	約3,410㎡	別紙のとおり

地 区 整 備 計 画	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 工場（ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） 2 前号の建築物に附属し、用途上不可分なもの
	に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から地区計画区域境界までの距離は、計画図表示の数値以上としなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の景観と調和したものとする。
		現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	樹林地・草地の木竹は、伐採してはならない。ただし次に掲げる行為はこの限りではない。 1 非常災害のため必要な応急処置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 6 敷地への出入口、案内看板等の設置において必要最小限やむを得ない木竹の伐採（ただし、出入口の移設を伴う場合は、既設出入口部分を植栽しなければならない。）

「区域、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり。」